

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和等、所要の改正を行う。

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、以下の改正を行う。

- (1) 再度の育児休業取得に係る一部要件の廃止（育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除）
- (2) 任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合、再度の育児休業取得が可能となる規定を整備

2 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等

非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図るため、以下の改正を行う。

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止
- (2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和
- (3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

3 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じる規定を整備する。

- (1) 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- (2) 育児休業に係る勤務環境の整備

4 施行日

2(1)、3(1)、(2)は公布の日施行、それ以外については令和4年10月1日施行とする。